

特定非営利法人ふじみ野市学童保育の会 役員選考選任規程

(目的)

第1条 この規程は、定款第13条の規定により、定めるものである。

(範囲)

第2条 この規程は、理事及び監事の選考選任の基準を示すものである。

(選考の方法)

第3条 理事は、会員からの立候補とする。

2 監事は、理事長の推薦とする。

3 理事に立候補しようとする会員は、期日までに書面にて事務局に届出をすること。

4 理事に立候補しようとする会員は、会員の中から5名以上の者の推薦書を添えて事務局に届出をすること。

5 前項の規定で、立候補した現理事が引き続き、次年度の理事立候補として届け出る場合には、前項記載の立候補に必要な推薦書を免除する。

6 理事長の推薦および理事会の承認で、第4項の推薦書に代えることができる。ただし、この規定で立候補できる理事候補者は5名以内とし、第5条の適用を受けない。

(改廃)

第4条 この規程の改廃は、理事会の議決による。

(立候補及び推薦)

第5条 理事の立候補については、立候補受付締め切り日の3ヶ月前までに会員となった者は資格を有する。

2 監事については、理事長が人選を行い、理事会に提案し、承認を得た者とする。

(選任)

第6条 立候補数が定員と同数または定員に満たない場合は、全員を選出する。

2 立候補数が定員を超えた場合は、理事会にて協議することができる。

附 則

この規程は、2013年1月11日から施行する。

この規程は、2015年1月1日から施行する。